

病院やホテル…災害時の「命綱」

非常電源点検義務形骸化

未実施、行政黙認か

災害に伴う停電時に、スプリンクラーや屋内消火栓などの消防用設備を動かす非常電源（自家発電設備）について、病院やホテルなど不特定多数が入りする特定防火施設が多く、国の点検基準で義務付けられた負荷運転を実施していない恐れがあることが分かった。消防法に基づき点検結果の報告を受ける消防当局も事実上、基準違反を長年見過ごしていた。消防庁は昨年末の通知で是正を求め、福岡市など各政令市は指導を強化した。

を調べると、「負荷運転を実施」と報告したのは47%の113施設。残る127施設は未実施とみられ、点

検結果を書く欄に斜線が引かれていたり、適切でない無負荷運転で点検したことが明記されたりしていた。高額費用などが敬遠されたとみられる。

非常電源の問題に詳しい仙台市の佐藤正昭市議は「従来、未実施でも全国的に黙認に近い状態だった」と指摘。福岡市消防局の担当者も「点検票の確認が甘いと云われれば、そこかも知れない。今は確認を徹底

している」と話す。消防庁は6月、自治体の担当者を集めた会議で負荷運転の指導徹底を要請。北九州市や仙台市などは4月以降、点検票を受領する際に適正な指導を管内消防署に伝えた。福岡市や札幌市は9月、ホームページで負荷運転実施を求めた。福岡市消防局の山下周成局長は10月の市議会委員会で「災害時に避難所となる公共施設や病院など重要施設から

順次指導している。点検業者が参加する講習会などでも指導する」と説明した。この問題を巡っては今年6月、衆院内閣委員会で質疑があった。「実際に（負荷運転を）やったか分からない報告書（点検票）だらけと指摘されている。本当か」と質問に、消防庁の審議官が「一義的には（所轄の）消防本部で適切に対応すべきと考える。全国の担当者会議などで周知を行

福岡市内のホテルが市に提出した非常電源の点検票。負荷運転の点検欄に、斜線が引かれ、負荷運転が未実施とみられる

負荷運転は、非常電源を実際に動かして送電を確認する作業。屋内消火栓などを備える延べ床面積千平方メートル以上の特定防火施設などは、停電時の消防用設備の動作を確実にするため年一回、負荷運転による非常電源の点検と報告が義務付けられている。

福岡市への情報公開請求で西日本新聞が入手した同市中央区の対象240施設の直近の非常電源の点検票

西日本新聞

ラウン記者、九州をすする!
書店で好評発売中 ●土曜版

2017年 11月19日 (日曜日)

医療機能評価機構 第1号認定病院
福岡県認知症医療センター
神経精神科 内科 (LSテラスMR1完備)
牧病院
西鉄桜台駅前
TEL:092-226-2253
〒815-0205 福岡市天神区水戸2-25-3
http://www.mukai-hospital.com

市(区)	朝	昼	夜	あす
福岡	10	0	10	30
北九州	11	8	10	12 6
筑豊	10	0	10	30
筑後	10	0	10	11 3
佐賀北	0	0	0	30
佐賀南	10	0	10	11 4
長崎北	10	0	10	30
長崎南	10	0	10	11 3
熊本	10	0	10	30
阿蘇	0	0	0	20
大分	0	0	0	12 6
宮崎北	0	0	0	20
宮崎南	14	6	0	11 2
	0	0	0	20

（中島邦之、坂本信博）

高額費用 点検の重荷に

非常電源 負荷運転

消防庁によると、負荷運転には①商用電力から消防用設備への電力供給を止め、非常電源から送電して運転状況を確認する「実負荷運転」②建物を停電させず、疑似負荷装置に非常電源をつないで送電し運転状況を確認する「疑似負荷運転」の二つの方法がある。建物の規模などにもよるが、②の費用は数十万円か

ら百万円以上かかる。福岡市の非常電源の点検業者は「高額なスプリンクラーなどを設置しても、停電で動かなければ役立たない。その意味で非常電源の維持管理は重要だが、施設のオーナーや経営側はコストをかけることに後ろ向きだ」と説明。①についても、建物を停電させなければ実施できないケースがあり、人の

施設 停電作業にも難色

行政指導強化、方法見直し案も

災害時の備えとして、非常電源（自家発電設備）の維持管理のために義務付けられている「負荷運転」。多くの施設が敬遠する背景には、高額な費用がかかることや営業面の制約が大きい事情がある。消防庁は負荷運転の指導強化に乗り出す一方、点検方法自体の見直し論議も進めているが、消防行政が二転三転すれば現場の混乱も懸念される。

【一面参照】



非常電源の点検報告 消防用設備を備える延べ面積千平方メートル以上の特定防火施設には、自家発電設備などの非常電源の設置が必要。自家発電設備については点検を年一回、負荷運転によって行う基準が1975年に消防庁告示で定められた。消防庁は「負荷運転は法令上の義務」と説明。点検結果は消防法に基づき消防署長に報告しなければならない。特定防火施設とは不特定多数が出入りする病院やホテル、商業施設、地下街など。



出入りが多い施設は消極的という。消防庁は一方で、大学教員や全国ビルメンテナンス協会などから意見を聞き、負荷運転に代わる別の点検方法の検討にも乗り出している。担当者は「難しい点検を求めすぎているという声もある。あくまで停電時にきちんと動く維持管理が目的であり、経済的にも合

理的な点検方法を早急に示したい」と説明。この動きを福岡市議会で取り上げた篠原達也市議は「点検費用の負担が緩和され、点検実施率が上がるのなら好ましい」と評価した。ただ、指導を強化した直後の方針変更すれば、負荷運転の実施に動いた施設側から不満の声が上がる可能性もある。消防用設備の設置や点検を担う福岡市消防設備士会の竹本卓点検部会長は「指導方針が変われば対応するしかないが、現場が混乱しないよう実情に即した制度にしてほしい」と語る。

（中島邦之、坂本信博）

非常電源の点検の際に使う疑似負荷装置＝福岡市内の点検会社（撮影・佐藤雄太郎）

地震などで停電になった際、防災用の自家発電設備が作動しなければ、スプリンクラーや屋内消火栓、避難誘導灯が使えず、被害の拡大を招く恐れがある。日本内燃力発電設備協会は、2011年3月の東日本大震災で震度6強以上を記録した宮城など4県の市都を対象に、自家発電設備の稼働状況を調べた。調査対象4811台のうち動かなかったり、異常停止したりしたのが計233台。このうち原因が整備不良と判明したケースは計23台だったという。

整備不良 被害拡大懸念

東日本大震災で不作動や停止

福岡県富岡町役場では震災当時、経年劣化のために自家発電設備が動かず、庁舎が停電。被災者対応の拠点になるはずの災害対策本部を別の施設に移さざるを得なかった。16年4月の熊本地震でも、一部の病院で非常電源が機能せず、救命救急センターが停電した。非常時の停電は人命やライフラインに関わる。専門家は「商用車の車検と同じように年一回、実際にエンジンが動いて発電ができるかどうか点検する意味は大きい」と指摘する。